

N-RAID 4300C シリーズ 保証期間延長サービス規約

第1章 規約の目的と適用範囲

第1条（目的）

N-RAID 4300Cシリーズ 保証期間延長サービス（以下、本サービス）は、ご加入いただいた方（以下、ご加入者）にN-RAID 4300Cシリーズを安心して長くご利用いただくためにご提供する年間加入のサービスプランです。
本規約は本サービスのサービス内容、ご利用、運用について取り決めることを目的とします。

第2条（適用範囲）

1. 本規約は、本サービスのご利用に関して発生するヤノ販売株式会社（以下、当社）とご加入者の一切の事項に適用します。
2. 本サービスのご提供にあたって当社がご加入者に提示する個々の取り決め、注意事項などは本規約の一部とします。
3. 本サービスは日本国内に限りご提供し、本規約はこの範囲でのみ有効です。

第2章 提供サービス

第3条（サービス提供対象者および対象物）

本サービスは、N-RAID 4300Cシリーズのご利用者で、本規約の定めに同意し別途定める手続きに従って本サービスに加入されたご加入者と登録製品を対象とします。

※ ただし、ご購入後5年を越える登録製品は、本サービスの対象になりません。

第4条（サービスの内容）

サービスの種類と内容を次の5種とします。

① ハードウェア修理

故障した登録製品は、無償で修理します。

※送料は相互負担となります。

② 代替品貸出

登録製品を修理やオーバーホールでお預かりしている間、お求めに応じて同等スペックの代替品を無償でお貸しします。

③ 部品の先出し交換

登録製品に不具合が発生した場合は、カスタマサポートへご連絡ください。交換用部品の発送で対応が可能と確認できた場合は、交換用部品を発送します。交換用部品を利用して不具合が改善した後、交換をしていただいた不良部品を当社までご返却ください。

④ オーバーホール

登録製品のトラブルを未然に防ぐために、加入期間中1回に限り、オーバーホール（製品の検査、解析、クリーニングおよび必要な部品の交換）を無償で行います。

※送料は相互負担となります。

⑤ 修理品の宅配引取

事前に当社へご連絡をいただければ、当社指定の宅配業者がお客様の元まで故障した登録製品を引き取りにお伺いいたします。
なお、オプションで梱包箱もご提供いたしますので、適当な箱や梱包材がない場合にご利用いただけます。修理品の宅配引取をご希望の方は費用（送料および箱代）が必要です。

第5条（加入料金について）

本サービスに関する1年間の加入料金は以下の通りとします。記載の金額は、消費税込の料金です。入金時の振込手数料は、ご加入者でご負担ください。

加入料金...44,000円（税込）／台【年間】

第3章 加入申し込み

第6条（加入申し込み方法）

加入お申し込みの際は、本規約に同意し、サービスを希望される個人または法人が、別途定める加入申込書に必要事項を記入し、署名、捺印のうえ当社までお送りください。

ご加入希望者は、お申し込み時にお使いの製品ひとつをサービスの対象として登録してください。

登録製品が保証期間内の場合は、お申し込み時に保証書のコピーをご提示ください。紛失などの理由で保証書を提示できない場合は、当社までご相談ください。

登録製品が保証期間を過ぎている場合は、当該製品が正常に動作しているか確認するため、動作チェックを当社で行います。

第7条（加入承諾）

当社で加入申込書を受領後、記載内容を確認・審査いたします。
お申し込みを受託する場合は、第5条に定める加入料金についてご案内しますのでお支払いください。
なお、当社での書類審査の過程で以下に当てはまる場合にはご加入をお断りします。

- ① 前第6条に定める動作チェックによる結果において、当該製品が正常に動作しないと判断した場合
- ② 製品購入後4年以上が経過した製品の場合
- ③ 当社の業務遂行上または技術上、著しい困難が予想される場合

加入者証の発行日をご指定になる場合は、お申し込み時にお知らせください。特にご指定がない場合は、お支払い方法により以下のとおりとします。

- ・銀行振込、郵便振替によるお支払いの場合は、ご加入者によるお支払いの当日を加入者証発行の日として加入者証に記載します。

加入者証の発行によって当社とご加入者との間における本規約に基づく権利義務が生ずるものとします。

なお、お申し込み時に当社へご提出いただいた書類とお支払いいただいた加入料金はいかなる理由においてもお返しできません。

第8条（加入期間と更新）

加入期間は前第7条に定める加入者証発行の日から1年間とします。加入者証発行の日が保証期間内の場合、残る保証期間を加入期間満了後に延長し有効とします。

また、本サービスは複数年でもお申し込みいただけます。複数年の加入を希望される場合は、加入申込書にご希望の年数を記入してください。なお、最長加入期間は製品購入後、満5年までとします。

第9条（加入解約と規約事項の一時停止）

ご加入者が加入期間内に加入を解除したい場合は、加入終了希望日の30日前までに当社へ書面でその旨をご通知ください。

ただし、お支払いいただいた加入料金は第7条に定めるとおりお返しできませんのでご承知ください。

加入承諾後でも以下に当てはまる場合には、当社はご加入者へ通知のうえ、本規約を取り消し、あるいは規約事項を一時停止します。

- ① お申し込みに虚偽の記載があった場合
- ② 本規約に違反する事実があった場合
- ③ 本規約を悪意で利用された場合

第10条（ご加入者の遵守義務）

- ご加入者は、登録製品の管理に関して以下の諸項目を遵守してください。
 - ① 登録製品を十分な注意をもって維持、管理すること
 - ② 登録製品を故意に故障、損傷させないこと
 - ③ 登録製品を取扱説明書に従って使用し注意を払うこと
- 前第6条に定める動作チェックにあたり、当該製品内のデータは別途ご加入希望者の側で事前に保管してください。
万が一、動作チェックの目的でお預かりした製品にデータが残存している場合、当社はデータの保持に関して責任を負えず保証できません。
- ご加入者が商号、住所、法人代表者、ご担当者を変更される場合には、遅滞なくその旨を当社にご連絡ください。

第4章 免責事項

第11条（免責事項）

本規約に従って当社がご加入者にサービスを提供するにあたって、下記の理由で生じた損害に関しては、これを免責事項として当社では何等の補償、賠償はできません。

- ① 火災・水害・地震・暴動その他当社にとって不可抗力な自然災害、社会的事象から生じた登録製品の故障、損害、破壊、紛失など
- ② 運送途上で発生した登録製品の故障、損害、破壊、紛失など
- ③ 当社の責任外での盗難による登録製品の喪失

第5章 その他

第12条（譲渡禁止）

本規約によるサービス提供役務は、当社の事前の承諾なしに第三者へ譲渡および貸与、ならびに名義貸しをできません。

第13条（加入者の地位の承継）

- 法人の場合、加入期間内に合併、譲渡など法人の地位に変更があった時は、地位の承継者は承継の日から30日以内に、承継を証する書類を添えて当社にご通知ください。承継者がご加入者の地位を承継します。
- 個人の場合、加入期間内にご加入者が死亡された時は、本規約によるサービス提供はその時点で自動的に終了します。
ただし、単数の相続人より相続の日から30日以内に相続者たる証明を添えて地位承継の申し入れのあった場合には、申請者をもって地位の承継者とします。

第14条（機密保持）

当社は、本規約によるサービスご提供の期間内に限らず期間終了後においても、本サービスの実施を通して知り得たご利用者およびご加入者の一切の情報は、法令の定めで開示する必要がある場合を除いて、ご利用者およびご加入者の事前の同意なしにこれを第三者に開示、漏洩あるいは本規約によるサービス提供の目的以外に使用しません。

第15条（損害賠償）

ご加入者が本規約に違反したり、その他不法行為によって加入期間中に当社に損害を与えた場合、当社の判断によって当該ご加入者に損害賠償を求めます。

第16条（規約条項の変更）

当社は事前の通知、ご加入者の承諾なしに本規約を改定、変更できます。ただしこの改定、変更を既ご加入者に適用する場合には当該ご加入者へ事前にご通知します。

第17条（誠意誠実の原則）

本規約によるサービス提供にあたって、本規約に取り決めなき事項あるいは本規約の解釈に疑義が生じた場合、ご加入者と当社の間で誠意をもって協議しこれを解決します。

第18条（紛争処理）

本規約によるサービスの提供にあたって、ご加入者と当社の間で紛争が生じた場合、本規約の準拠法を日本法とし、管轄裁判所は神戸地方裁判所としてこれを解決します。